



農商工等連携促進法の支援措置(詳細)

① 中小企業信用保険法の特例

現行

本法における特例

<保険種類> <保証限度額>
(1業者あたり)

- ・普通保険
2億円以内
(組合は4億円以内)
- ・無担保保険
8,000万円以内
- ・特別小口保険
1,250万円以内
- ・流動資産担保保険
2億円以内
(組合は4億円以内)

<填補率(年額)>

- ・普通保険……70%
- ・その他の保険……80%

<保険料率(年額)>

- ・百分の三以内において政令で定めるもの

<保証限度額の拡大>

(左記の現行保証限度額に加え、以下の特別枠を創設)

【特別枠】

- ・普通保険
2億円以内
(組合は4億円以内)
- ・無担保保険
8,000万円以内
- ・特別小口保険
1,250万円以内
- ・流動資産担保保険
2億円以内
(組合は4億円以内)

【保証限度額の合計】

<現行の保証限度額(1業者あたり)
+特別枠>

- ・普通保険
4億円以内
(組合は8億円以内)
- ・無担保保険
1,6億円以内
- ・特別小口保険
2,500万円以内
- ・流動資産担保保険
4億円以内
(組合は8億円以内)

<填補率(年額)の引き上げ>

- ・普通保険……80%
- ・その他の保険……80%

<保険料率(年額)の引き下げ>

- ・百分の二以内において政令で定めるもの

② 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

現行

本法における特例

<貸付率>…貸付対象額の1/2以内

<貸付率の拡大>…貸付対象額の2/3以内

③ 食品流通構造改善促進法の特例

現行

本法における特例

<支援対象>

食品の流通の合理化・高度化を図るために必要な資金について、食品流通構造改善促進機構による債務保証

<支援対象の拡大>

左の事業とは別に、農林漁業者と食品の製造等を行う中小企業者が連携した取組に必要な資金について、同機構による債務保証

④ 農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

現行

本法における特例

<対象者>

- ・農業者、林業者、木材産業事業者、沿岸漁業者
- ・これらの組織する団体

<対象者の拡大(左記に追加)>

中小企業者(農業者等が実施する農業改良措置等を支援する取組(農業経営に必要な施設の整備等))

<償還期間/据置期間>

10年以内/3年以内

<償還期間/据置期間の延長>

12年以内/5年以内